

議案第 4 号

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝霞市手数料徴収条例（平成 12 年朝霞市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項から 6 の項までを次のように改める。

<p>1 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料</p>	<p>1 通につき 450 円</p>
<p>2 戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項 1 件につき 350 円</p>
<p>3 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び 6 の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円</p>
<p>4 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若し</p>	<p>1 通につき 750 円</p>

くは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料	
5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき450円
6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

別表第1中34の項を52の項とし、25の項から33の項までを18項ずつ繰り下げ、同表の24の13の項中「24の10の項」を「39の項」に、「24の11の項」を「40の項」に改め、同項を同表の42の項とし、同表の24の12の項中「24の10の項」を「39の項」に改め、同項を同表の41の項とし、同表の24の11の項中「24の10の項」を「39の項」に、「15の項」を「17の項」に改め、同項を同表の40の項とし、同表中24の10の項を39の項とし、24の9の項を38の項とし、24の8の項を37の項とし、同表の24の7の項中「24の4の項」を「33の項」に、「15の項」を「17の項」に改め、同項を同表の36の項とし、同表の24の6の項中「24の4の項」を「33の項」に改め、同項を同表の35の項とし、同表の24の5の項中「24の4の項」を「33の項」に、「15の項」を「17の項」に改め、同項を同表の34の項とし、同表中24の4の項を33の項とし、24の3の項を32の項とし、24の2の1の項を31の項とし、24の2の項を30の項とし、24の1の項を29の項とし、19の項から24の項までを4項ずつ繰り下げ、18の2の項を22の項とし、18の1の項を21の項とし、7の項から18の項までを2項ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

<p>7 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付手数料、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）</p>
<p>8 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年1月24日提出

朝霞市長 富岡 勝則